

グループホーム ハートケアライフ八軒 運営推進会議議事録

<平成 24 年度 第5回運営推進会議>

[日 時] 平成 24 年12月 11日(火) 13:30~14:20

[会 場] GH ハートケアライフ八軒 1F 居間・食堂スペースにて実施

[出席者] 9 名

- ・ 地域住民の代表
 - 川 井 久美子(地区民生委員)
 - 千 田 忍(西八軒町内会 青少年部部長・西八軒主任児童委員)
- ・ 西区第一地域包括支援センター
 - 平 野 玲 子(看護師)
- ・ 入居者ご家族
 - 木 下 みゆき(1F 入居者家族)
- ・ グループホーム運営事業所
 - 三 浦 浩 美(代表者)
 - 一 條 英 子(1F 管理者)
 - 加 藤 美 穂(1F 介護リーダー)
 - 神 原 陽 子(2F 管理者)
 - 本 間 久美子(2F 介護リーダー)

[会議内容]

1、「介護保険給付対象サービスの種類と内容」について

介護保険については既にご存知とは思いますが、どのようなサービスがあるのか細かく目にする機会が少ないと思いますので、今回はサービスの内容の紹介をさせていただきますとの挨拶の後、別添 資料に基づいて、ホーム側から説明をしました。

次に、地域包括センターの平野看護師から、包括センターで担当している「地域支援事業」や「介護予防事業」について説明していただきました。「予防事業には、1次、2次、3次とあり、1次は一般の元気な方、2次は少し弱った方、3次は介護保険を使っている方を対象としており、地域包括で担当しているのは主に2次の方です。まず、皆様にチェックリストに記入していただき、物忘れなど5項目のうち3項目に該当した方を対象に運動機能トレーニング、栄養教室、口腔ケア教室などを行っています。栄養教室は、半年で体重が2~3Kg以上減少した方やBMI18.6以下の方に栄養指導をします。予防給付を受けている要支援1、2の方が対象となります。また、1次の一般の元気な方を対象に、西区では予防センターで「すこやかクラブ」を月1回程度行っております。すこやかクラブでもチェックリストでチェックし、該当すると思われる方には、予防センターの職員が教室への参加を勧めています。その場合、地域包括センターにもチェックリストが回ってきます。また、地域包括センターは、今まで西区で2カ所でしたが、来年4月から発寒地区を担当するセンターが「発寒はる」で運営を開始します。」と紹介がありまし

た。

川井様から、「すこやかクラブに自分で行ける人は、少ない。」と意見があると、千田様から「始めは民生委員がついて行って、2度目から自分で行かれる方が多い。」また、平野様から「民生委員から連絡があり、夏場食事が摂れずにいた方を2次予防の訪問で支援を始めた方もいます。民生委員が中心となって、支援につなげていくことが多い。」とお話がありました。10月に当ホームに入居された入居者は、平野看護師が担当されたとのことで、入居までのご様子をご家族と話されていました。木下様から「入居させていただいて、精神的に安心した。自分が見ていた時は大変だった。24時間見守りがあるのは、とても安心です。」と感想がありました。川井様からは「4月の介護保険の改正で生活援助が短縮になったのは問題だと思う。看護と介護の報酬の差や要支援と要介護の報酬に矛盾を感じる。」千田様から「訪問介護では、ヘルパーも短い時間で仕事をしきれないのでサービス残業も多くなり、ヘルパーを辞める方もいると聞いている。」との意見があると、平野様から「仕事の内容により削られた部分と削られていない部分がある。」と説明がありました。川井様から「独居の方で不安を抱えている方も多い。このようなグループホームがもっとできると、家族も安心できると思う。」千田様から「地域の方たちも、グループホームに友達が入ることで内容を理解できる。地域の方が入居されるのは大変良い。」とご意見をいただきました。介護保険については、皆様の関心が高く、活発な意見交換となりました。

2、グループホームにおける前回以降の行事実施状況と今後の予定について

1階ユニットでは、10/26 東区民センター「菊まつり」見学、11/1 入居者と漬物作り、11/23 「千田会館」の餅つき参加、12/10 入居者誕生日行事があり、今後は、12/19 入居者の「手形とり」、12/24 クリスマスパーティで入居者と楽器演奏を予定しています。2階ユニットでは、10/8 東区民センター「ロビーコンサート・琵琶と三味線」、10/30 アリオの「山内啓介ミニライブ」、11/2 札幌駅前地下歩行空間の「菊まつり」見学、11/4 ホテルノースシティの「琵琶演奏会」鑑賞、11月誕生を迎えた入居者4名のホテルランチと回転ずし外食、11/15「福まちお楽しみ会」参加、11/29 「千田会館」の餅つき参加、今後は、12月誕生日を迎える2名のショッピングと出前寿司をとり、ご家族と召し上がっていただく計画があります。12/24 クリスマスは、職員のコーラスとフラメンコの出し物と手作りのディナーがあり、お正月は、例年通りの行事を予定していることを報告しました。

3、運営推進会議の次回開催予定

平成24年度第6回 運営推進会議を平成25年2月12日(火)と予定しました。

4、総括

川井様から「ノロウィルス・インフルエンザ対策はしていますか?」とご質問があり、代表者より職員・入居者のインフルエンザの予防接種を既に終えていること、毎月の会議などでノロウィルス対策の研修を行い、万全を期していることをお答えしました。

次に、参加者の方に一年を締めくくって、平野様から「前任者から引き継ぎ、今回で3回目の出席になります。いろいろな所の会議に行きますが、そこそこでカラーがあります。このホームにくると居心地が良い。私がそう感じるのですから、入居者の方も多分居心地が良いだろうと思います。」川井様から「ホームの中が明るい、臭いがない。職員がさわやかで、とても雰

団気が良い。」 千田様から「施設に対する印象が変わった。昔、施設に行った時に感じたオムツの臭い、暗いなど、施設への偏見を持っていたが、このホームを見てからは、考えが変わった。」 木下様から「お世話になってから、1カ月半になるが大変有難いと思っている。介護のことはよく分からないので、これから知識を身につけていきたい。」とそれぞれご支援の意見を頂きました。また、「外へ出る機会を多く作っているのは素晴らしい。今後もいろいろな地域行事を知らせていきます。」とご協力のお申し出もありました。

最後に、代表者より「今日も足元の悪い中、ご出席有難うございます。年間6回のご出席をお願いするのは負担と心苦しく思っていますが、毎回ご協力を頂き、感謝申し上げます。議題はその都度、検討して決めておりますが、今日のように話も広がりいろいろなご意見を頂け、大変有難く思います。来年もよろしくお願い致します。」と締めくくり、会議を終了しました。

以 上

介護保険給付対象サービスの種類と内容

＜介護給付＞

1、居宅サービスの種類と内容

サービスの種類	居 宅 サ ー ビ ス の 内 容
①訪問介護	介護福祉士などが要介護者の居宅を訪問して、入浴、排泄、食事などの介護、その他の日常生活上の世話を行う(夜間対応型訪問介護に該当すものを除く)。
②訪問入浴介護	要介護者の居宅を訪問して、浴槽を提供して入浴の介護を行う。
③訪問看護	看護師などが要介護者の居宅を訪問して、療養上の世話または必要な診療の補助を行う。
④訪問リハビリテーション	病院・診療所・介護老人保健施設の理学療法士や作業療法士などが要介護者の居宅を訪問して、理学療法、作業療法、その他必要なリハビリテーションを行う。
⑤居宅療養管理指導	病院・診療所または薬局の医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが要介護者の居宅を訪問して、療養上の管理と指導を行う。
⑥通所介護	要介護者に老人デイサービス事業を行う施設または老人デイサービスセンターに通って来てもらい、入浴、排泄、食事などの介護、その他の日常生活上の世話や機能訓練を行う(認知症対応型通所介護に該当するものを除く)。
⑦通所リハビリテーション	要介護者に介護老人保健施設、病院、診療所に通って来てもらい、理学療法、作業療法、その他必要なリハビリテーションを行う。
⑧短期入所生活介護	要介護者に老人短期入所施設や特別養護老人ホームなどに短期間入所してもらい、入浴、排泄、食事などの介護、その他の日常生活上の世話や機能訓練を行う。
⑨短期入所療養介護	要介護者に介護老人保健施設や介護療養型医療施設などに短期間入所してもらい、看護、医学的管理の下における介護や機能訓練、その他の必要な医療や日常生活上の世話を行う。
⑩特定施設入居者生活介護	有料老人ホームなどの特定施設(地域密着型特定施設を除く)に入居している要介護者に、特定施設サービス計画に基づき、入浴、排泄、食事などの介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話を行う。
⑪福祉用具貸与	<p>居宅の要介護者の日常生活上の便宜を図り、機能訓練のための用具である次の福祉用具を貸与する。</p> <p>①車いす※ ②車いす付属品※ ③特殊寝台※ ④特殊寝台付属品※ ⑤床ずれ防止用具※⑥体位変換器※ ⑦手すり ⑧スロープ ⑨歩行器 ⑩歩行補助杖 ⑪認知症老人徘徊感知機器 ※⑫移動用リフト※(つり具の部分を除く)</p> <p>要介護1の人に対しては、※の種目については一定の例外になる人を除き、給付されない</p>
⑫特定福祉用具販売	<p>居宅の要介護者に対し、入浴、排泄などに用いる次の特定福祉用具を販売する。</p> <p>①腰掛便座 ②特殊尿器 ③入浴補助用具 ④簡易浴槽 ⑤移動用リフトのつり具の部分</p>

2、地域密着型サービスの種類と内容

サービスの種類	地域密着型サービスの内容
①夜間対応型訪問介護	介護福祉士などが夜間の定期的な巡回訪問により、または通報を受け、要介護者の居宅を訪問して、入浴、排泄、食事などの介護、その他の日常生活上の世話や機能訓練を行う。
②認知症対応型通所介護	認知症である要介護者に老人デイサービス事業を行う施設または老人デイサービスセンターに通ってきてもらい、入浴、排泄、食事などの介護、その他の日常生活上の世話や機能訓練を行う。
③小規模多機能型居宅介護	要介護者に、心身の状況や置かれている環境などに応じ、居宅において、または一定のサービス拠点に通所または短期間宿泊してもらい、入浴、排泄、食事などの介護、その他の日常生活上の世話や機能訓練を行う。
④認知症対応型共同生活介護	認知症である要介護者(急性の状態にある者を除く)に対し、その共同生活住居で、入浴、排泄、食事などの介護、その他の日常生活上の世話や機能訓練を行う。
⑥地域密着型特定施設入居者生活介護	入居定員が29人以下の介護専用型特定施設に入居している要介護者に、地域密着型特定施設サービス計画に基づき、入浴、排泄、食事などの介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練や療養上の世話を行う。
⑥地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	入所定員が29人以下の特別養護老人ホームである地域密着型介護老人福祉施設に入所している要介護者に対し、地域密着型施設サービス計画に基づき、入浴、排泄、食事などの介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理、および療養上の世話を行う。

3、居宅介護支援(居宅介護サービス計画費)

サービスの種類	居宅介護支援の内容
居宅介護支援	居宅介護支援事業者の介護支援専門員が居宅の要介護者の依頼を受け、その心身の状況や置かれている環境、本人や家族の希望などを勘案し、利用する居宅サービスや地域密着型サービスなどの種類、内容、担当者などを定めた居宅サービス計画を作成する。 また、居宅サービス計画に基づいた適切なサービス提供が確保されるよう、事業者や関係機関との連絡調整その他の便宜の提供を行い、介護保険施設、地域密着型介護老人福祉施設への入所が必要な場合は、施設への紹介その他の便宜の提供を行う。

4、介護保険施設の種類の種類と内容

サービスの種類	サービスの内容
①介護福祉施設サービス	身体上または精神上著しい障害があるために常時介護を必要とする、介護老人福祉施設(入所定員30人以上の特別養護老人ホーム)に入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づき、①入浴、排泄、食事などの介護その他の日常生活上の世話、②機能訓練、③健康管理、④療養上の世話を行う。
②介護保健施設サービス	病状が安定期にある、介護老人保健施設に入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づき、①看護、②医学的管理下における介護、③機能訓練、その他必要な医療、④日常生活上の世話を行う。

③介護療養施設サービス	長期にわたる療養を必要とする、介護療養型医療施設に入院する要介護者に対し、施設サービス計画に基づき、①療養上の管理、②看護、③医学的管理下における介護その他の世話、④機能訓練その他の必要な医療を行う。
-------------	--

＜予防給付＞

1. 介護予防サービスの種類と内容

サービスの種類	サービスの内容
①介護予防訪問介護	介護福祉士などが要支援者の居宅を訪問して、介護予防を目的に、介護予防サービス計画に定める期間にわたり、入浴、排泄、食事などの介護、その他の日常生活上の支援を行う。
②介護予防訪問入浴介護	介護予防を目的に、疾病などのやむを得ない理由でサービスが必要な場合に、要支援者の居宅を訪問して、介護予防サービス計画に定める期間にわたり、浴槽を提供して入浴の介護を行う。
③介護予防訪問看護	看護師などが要支援者の居宅を訪問して、介護予防を目的に、介護予防サービス計画に定める期間にわたり、療養上の世話または必要な診療の補助を行う。
④介護予防訪問リハビリテーション	病院・診療所、介護老人保健施設の理学療法士や作業療法士などが要支援者の居宅を訪問して、介護予防を目的に、介護予防サービス計画に定める期間にわたり、理学療法、作業療法、その他必要なリハビリテーションを行う。
⑤介護予防居宅療養管理指導	病院・診療所または薬局の医師、歯科医師、薬剤師などが、要支援者の居宅を訪問して、介護予防を目的に、療養上の管理と指導を行う。
⑥介護予防通所介護	要支援者に老人デイサービス事業を行う施設または老人デイサービスセンターに通ってきてもらい、介護予防を目的に、介護予防サービス計画に定める期間にわたり、入浴、排泄、食事などの介護、その他の日常生活上の支援や機能訓練を行う(介護予防認知症対応型通所介護に該当するものを除く)。
⑦介護予防通所リハビリテーション	要支援者に介護老人保健施設、病院、診療所に通ってきてもらい、介護予防を目的に、介護予防サービス計画に定める期間にわたり、理学療法、作業療法、その他必要なリハビリテーションを行う。
⑧介護予防短期入所生活介護	要支援者に特別養護老人ホームや老人短期入所施設に短期間入所してもらい、介護予防を目的に、介護予防サービス計画に定める期間にわたり、入浴、排泄、食事などの介護、その他の日常生活上の支援や機能訓練を行う。
⑨介護予防短期入所療養介護	要支援者に、介護老人保健施設や介護療養型医療施設などに短期間入所してもらい、介護予防を目的に、介護予防サービス計画に定める期間にわたり看護、医学的管理下における介護、機能訓練、その他の必要な医療や日常生活上の支援を行う。
⑩介護予防特定施設入居者生活介護	特定施設(介護専用型特定施設を除く)に入居している要支援者に、介護予防を目的に、介護予防特定施設サービス計画に基づき、入浴、排泄、食事などの介護、その他の日常生活上の支援、機能訓練、療養上の世話を行う。
⑪介護予防福祉用具貸与	居宅の要支援者に対し、福祉用具のうち介護予防に資するものを貸与する。
⑫特定介護予防福祉用具販売	居宅の要支援者に対し、介護予防に資する入浴、排泄などに用いる特定介護予防福祉用具を販売する。＊種目は特定福祉用具販売と同様。

2、地域密着型介護予防サービスの種類と内容

施設の種類の種類	サービスの種類
①介護予防認知症対応型通所介護	認知症である要支援者に老人デイサービス事業を行う施設または老人デイサービスセンターなどに通ってきてもらい、介護予防を目的に、介護予防サービス計画に定める期間にわたり、入浴、排泄、食事などの介護、その他の日常生活上の支援や機能訓練を行う。
②介護予防小規模多機能型居宅介護	要支援者に、心身の状況や置かれている環境などに応じ、居宅において、または一定のサービス拠点に通所または短期間宿泊してもらい、介護予防を目的に、入浴、排泄、食事などの介護、その他の日常生活上の支援や機能訓練を行う。
③介護予防認知症対応型共同生活介護	認知症である要支援 2 の者(急性の状態にある者を除く)に対し、その共同生活住居で、介護予防を目的に、入浴、排泄、食事などの介護、その他の日常生活上の支援や機能訓練を行う。

3、介護予防支援の内容

サービスの種類	介護予防支援の内容
介護予防支援	<p>地域包括支援センターの保健師など担当職員が、居宅の要支援者の依頼を受け、その心身の状況や置かれている環境、本人や家族の希望などを勘案し、利用する介護予防サービスや地域密着型介護予防サービスなどの種類、内容、担当者などを定めた介護予防サービス計画を作成する。</p> <p>また、介護予防サービス計画に基づいた適切なサービス提供が確保されるよう、事業者や関係機関などとの連絡調整その他の便宜の提供を行う。</p>